

ベビーフード指針

平成 8 年 6 月 2 4 日
厚生省生活衛生局長通知

1 本指針の対象

本指針は、販売に供するベビーフードを対象とする。

2 栄養組成等

(1) 調製時の栄養組成等は、次のとおりであること。

ア ナトリウム含量は、200mg/100g 以下であること。ただし、離乳完了期を対象
発育時期とするもの（タイプ5）については、同種の食品よりも高くなければよ
い。

イ 糖類の含有量は、同種の食品よりも高くないこと。

(2) 使用する原材料は、次のようなものであること。

ア 香辛料等の原材料は、刺激性の少ない乳幼児に適するものであること。

イ 食品添加物は、必要不可欠な場合に限り使用とする。

(3) でんぷんに富む製品の糊化度は、80%以上であること。

(4) 物性

調整時の物性の目安は、対象発育時期ごとに次のとおりとする。

| タイプ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------------|-------|---|--|--|---|
| 対象発育時期 | 離乳開始前 | 離乳初期 | 離乳中期 | 離乳後期 | 離乳完了期 |
| 調製時の物性 の目安 | 均一な液状 | ドロドロ状若 しくは均一な ペースト状の もの又は十分 均一な微粒子 状でかみくだ く必要のある 粒子を含まな いもの | 舌でつぶせ る適度な固 さを有する もの又はそ のような塊 を含むもの | 歯ぐきでつ ぶせる適度 な固さを有 するもの又 はそのよう な塊を含む もの | 歯ぐきで噛め る適度な固さ を有するもの 又はそのよう な塊を含むもの |

(5) その他

- ア 医学・栄養学的見地からみて、乳幼児が摂取するのに適した食品であること。
- イ 使用方法が簡便であること。
- ウ 品質が通常の製品に劣らないものであること。
- エ 適正な試験方法によって特性及び成分が確認されるものであること。
- オ 内容量は、摂取量、摂取回数等からみて適切な量であること。

3 表示

次のような表示を行うこと。

- ア 商品名
- イ 品質保持期限
- ウ 製造所所在地
- エ 製造者の氏名（法人の場合は、その名称）
- オ エネルギー量及び栄養成分（たんぱく質、脂質、糖質、ナトリウム、栄養表示された栄養成分及び栄養強化した栄養成分）の含有量
- カ 原材料の名称
- キ 調製方法、食べさせ方、保存方法及び開封後の取扱い
- ク 内容量及び1回分の目安量
- ケ 対象発育時期
- コ 物性（液状、流動状、舌でつぶせる固さ、歯ぐきでつぶせる固さ又は歯ぐきで噛める固さなどを表現する用語。）
- サ 消費者からの商品に関する照会先

(参考) ベビーフードの試験方法については省略

試験方法が必要な場合は最寄りの保健所にご相談ください。